

令和 8 年第 1 回嵐山町議会臨時会会議録
目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (4月23日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
報告第 1 号の上程、説明、質疑	6
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4
閉会の宣告	2 2

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第 2 4 0 号

令和 8 年嵐山町議会第 1 回臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 4 月 8 日

嵐山町長 佐 久 間 孝 光

1. 期 日 令和 8 年 4 月 2 3 日

2. 場 所 嵐山町議会議場

3. 付議事件

- 1) 専決処分の報告について（総務課）
- 2) 専決処分の報告について（税務課）
- 3) 令和 8 年度嵐山町一般会計補正予算（第 1 号）議定について

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（12名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	3 番	橋 本 将 議員
4 番	宮 本 大 裕 議員	5 番	小 林 智 議員
6 番	藤 野 和 美 議員	7 番	吉 本 秀 二 議員
8 番	森 一 人 議員	9 番	青 柳 賢 治 議員
1 0 番	畠 山 美 幸 議員	1 1 番	川 口 浩 史 議員
1 2 番	渋谷 登美子 議員	1 3 番	狹 守 勝 義 議員

○不応招議員（なし）

令和8年第1回嵐山町議会臨時会

議 事 日 程 （第1号）

4月23日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について

日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第21号 令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定について

○出席議員（１２名）

１番	佐藤弘美議員	３番	橋本将議員
４番	宮本大裕議員	５番	小林智議員
６番	藤野和美議員	７番	吉本秀二議員
８番	森一人議員	９番	青柳賢治議員
１０番	畠山美幸議員	１１番	川口浩史議員
１２番	渋谷登美子議員	１３番	狛守勝義議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	儘田直子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
馬橋透	総務課長
金子守	税務課長
太田直人	福祉課長
下村治	教育長
千野政昭	教育総務課長
久保哲也	学校統合推進課長
根岸隆行	生涯学習課長

◎開会の宣告

○狹守勝義議長 皆さん、おはようございます。第1回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第1回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

皆様をお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話をご遠慮ください。

(午前 9時58分)

◎開議の宣告

○狹守勝義議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○狹守勝義議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第7番 吉 本 秀 二 議員

第8番 森 一 人 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○狹守勝義議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

森議会運営委員長。

○森 一人議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回臨時会を前にして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開会いたしました。

出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として狹守議長、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、中嶋副町長、馬橋総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

審議案件は、長提出議案の報告1件、承認2件、予算1件の計4件ということでございます。そ

の後、委員会で協議した結果、第1回臨時会は本日4月23日の1日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告いたします。

○狹守勝義議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日限りにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○狹守勝義議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、本臨時会の予定及び議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、本臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案の報告1件、承認2件、予算1件、計4件であります。

提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○狹守勝義議長 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償請求額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決処分事項の指定についてに基づき専決処分したので、同法同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、私のほうから細部の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、1枚めくって専決処分書を御覧ください。損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分するものです。

別紙を御覧ください。相手方につきましては、東京都板橋区赤塚6―20―1、天倉啓司氏。損害賠償の額は4,400円です。

事故の概要につきましては、令和8年2月24日午後3時頃、嵐山町大字遠山地内の町道を走行中、中央線のチャッターバーに乗り上げ、右フロントタイヤがパンクしたものです。乗り上げたチャッターバーは破損していて、鋭利な形状となっており、そこにタイヤが乗り上げたことがパンクの原因となったものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明を終わります。

この際、何かお聞きしたいことがございませんか。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） チャッターバーというのはどういうものなのですか。それから、破損していたということで今説明あったわけですがけれども、いつ頃破損していたのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

チャッターバーというのは、センターラインに設置した反射板のようなものでございまして、そちらにつきましては、庁舎に進入する際の進入路にもあるのですが、後で御覧になっていただければ、ああこれかというのが分かると思うのですが、そちらにつきましては、雪が降った後の除雪の際に、どうしても少し削ってしまうことがあるようです。通常はそれがそのまま取れたりとか破損しないでうまく済むことがあるのですが、今回の場合については、角度が悪かったのか、ちょうど削ってしまっ、それがアルミの部分が飛び出していたというような状況になったということです。2月ですので、その直前に降った雪の後の除雪で破損したと思われます。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 雪、ちょっと私、今年雪降ったのでしたか、ちょっと記憶がなくて。降りましたか。ちょっとその確認です。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 すみません、ちょっと日付記録しておりませんが、雪降りまして、除雪作業をしていただきました。

以上です。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） ここに書いていないのでなかったと思うのですが、相手方のけがの状況と、あとチャッターバーは白線の外側にあるような感じがするのですが、相手方の運転状況と、あと町内のチャッターバーとかは定期的に点検とかされているのか教えてください。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

チャッターバーにつきましては、センターライン上に設置されていますので、恐らく運転手の方は、センターライン上をタイヤが通過したような運転の仕方だったというふうに想像できます。

それから、けがはしていないというふうに報告聞いております。

あと、定期的に点検というところなのではございますけれども、数多くありますので、それを目的にはしていませんけれども、まちづくり整備課のほうで常時見回りはしておりますので、そこで発見するか、または報告を受けて修繕するというような形になっております。

以上です。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による報告事項でありますので、これにて終了いたします。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）の件でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により嵐山町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金子税務課長。

○金子 守税務課長 それでは、承認第2号につきまして細部説明を申し上げます。

今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため議会の承認を求めるものでございます。

今回の条例改正につきましては、第1条で嵐山町税条例の改正を、第2条で平成26年条例第9号の嵐山町税条例等の一部を改正する条例の改正を行うものでございます。

なお、第2条の改正につきましては、附則第6条について、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」と改めるものでございます。

それでは、参考資料を御覧ください。主な改正点についてご説明申し上げます。最初に、個人住民税関係でございます。1点目は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う規定の整備でございます。施行期日は令和9年1月1日で、関連条文は第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3でございます。

2点目は、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制について、適用期限を延長することに伴う規定の整備でございます。施行期日は令和9年1月1日で、関連条文は附則第6条でございます。

3点目は、住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を令和12年中の居住まで5年間延長すること及び所得税の基礎控除の引上げに伴う個人住民税における所要の措置等による規定の整備でございます。施行期日は、適用期限の延長の部分については令和9年1月1日で、関連条文は附則第7条の3、附則第7条の3の2でございます。

4点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和12年度分の個人住民税まで延長することに伴う規定の整備でございます。関連条文は附則第8条でございます。

5点目は、優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和11年度分の個人住民税まで延長すること及び特例の適用としない土地等の追加に伴う規定の整備でございます。施行期日は、課税の特例の見直しに伴う改正の部分については令和10年1月1日で、関連条文は附則第17条の2でございます。

6点目は、特定暗号資産取引に係る課税が、ほかの所得と分離して課税する方式に見直されたことに伴う規定の整備でございます。施行期日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日で、関連条文は附則第18条の2の3でございます。

次に、資産税関係でございます。1点目は、固定資産税の免税点の見直しに伴う規定の整備でござ

ざいまして、家屋について、現行20万円を30万円に、償却資産について、現行150万円を180万円に引き上げるものでございます。施行期日は令和9年4月1日で、関連条文は第63条でございます。

2点目は、高齢者、障害者等の移動の円滑の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、バリアフリー改修が行われたものに係る固定資産税について、地域決定型地方税制措置わがまち特例が講じられたことに伴う規定の整備でございまして、関連条文は附則第10条の2第26項、附則第10条の3第16項でございます。

3点目は、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税に係るわがまち特例について、特例措置の見直しが行われたことに伴う規定の整備でございまして、関連条文は附則第10条の2第10項から20項でございます。

次に、軽自動車税関係でございます。1点目は、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、現行の種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備でございまして、関連条文は第18条の3、以下、参考資料に記載のとおりでございます。

2点目は、軽課税率、いわゆるグリーン化特例の適用期限及び内容の見直しに伴う規定の整備でございまして、関連条文は附則第16条でございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日を定めております。

第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○狹守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、この資料のほうなのですが、1の（5）なのですが、優良住宅地の造成等に関わる土地の譲渡をした場合というわけなのですが、この優良住宅地というのは、嵐山町ではどのような土地を優良住宅地というのか教えてください。

それから、（2）の固定資産税の課税標準ですけれども、嵐山町のわがまち特例というのはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 金子税務課長。

○金子 守税務課長 優良住宅地、どういうものがあるかというご質問でございますが、ちょっとお待ちください。優良住宅地につきましては、例えば優良住宅地の宅地造成事業というのについては、地方公共団体や特定の民間事業者等が行う優良な宅地造成事業のこととございまして、例えば優良建築物等整備事業、公共施設整備を伴う宅地造成事業等がございます。嵐山町については、特にこの適用になっているものはない状況でございます。

もう一つが固定資産税のわがまち特例ですね。わがまち特例については、嵐山町ではこちらに記載のございます再生可能エネルギー、太陽光発電の関係ですとかバイオマス発電、風力発電、そういった形の整備のものもございまして、あとは下水の関係の除外施設、そういったものもございま

す。手元に細かい資料のほうはちょっとお持ちしていないので、答えられなくて申し訳ございませんが、そういった形で適用をしているところでございます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、優良住宅地の造成に関わるものは、嵐山町でこの規定の変更には関わらないけれども、固定資産税の課税標準のバリアフリーも、これは関係ないのですよね。再生可能エネルギーの発電設備に係る課税標準の特例措置というのが関わってきて、それはどのぐらいの状況で、どのぐらいの方がそこに関わってくるのかまだ分かっていないということでしょうか、このところを伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 金子税務課長。

○金子 守税務課長 お答えいたします。

太陽光発電設備の関係につきましては、嵐山町のほうでわがまち特例のほうは適用ございますが、嵐山町で適用になるとすると太陽光発電の関係が主だと思うのですけれども、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのこちらの取得分につきましては、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備か認定地域脱炭素促進事業計画に沿って取得した一定の太陽光発電設備となっております。そういったものに該当する設備については、嵐山町のほうの太陽光発電にはないということで、特例の対象となっているものは現在のところございません。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 1の（3）、住宅借入金等の特別税額控除についてなのですが、これ5年間延長だという説明であったのですけれども、これはこれから家を建てるので借りるという人が対象なのか、今家を建てて支払っている人も対象なのか、伺いたいと思います。

それから、所得税の基礎控除の引上げ、ちょっとこれを見ているのですけれども金額がないのです。ちょっと私の見方が悪いのでしょうかけれども、どのくらいまで引き上げられるのか、幾らから幾らまで、それを伺えればと思います。

○狹守勝義議長 金子税務課長。

○金子 守税務課長 住宅の借入金の特別控除の関係でございます。5年間延長ということでございますので、今建てている人、令和12年中までに居住した人が今度は対象になるということでございますので、今現在建てている人も当然対象になるものでございます。

所得税の基礎控除の引上げの関係でございますが、こちらについては、所得税のほうの基礎控除が、細かいところはちょっと資料のほうはないのですけれども、最低の基礎控除が、改定前は48万円であったものが95万円に引き上げられたものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部改正）の件でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金子税務課長。

○金子 守税務課長 それでは、承認第3号につきまして細部説明を申し上げます。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めるものでございます。

参考資料を御覧ください。今回の改正は、1点目として、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるものでございます。

1、課税限度額の引上げの表を御覧ください。今回の改正は、基礎課税額のみを現行66万円から、改正後67万円とするもので、1万円引き上げるものでございます。合計としましては、現行112万円が、改正後113万円となるものでございます。

2点目としては、均等割額の軽減措置に係る軽減判定所得の基準額を見直すものでございます。

2、均等割額軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しの表を御覧ください。5割軽減につきましては、表中の下線部、現行「30万5,000円」を「31万円」に5,000円引き上げ、2割軽減につきましては、表中の下線部「56万円」を「57万円」に1万円引き上げるものでございます。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日、第2項で適用区分を定めたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） それでは、質疑いたします。

限度額の引上げ、67万円、1万円引上げになるのですけれども、対象者の所得がどのぐらいからかと、あとそれが嵐山町内に何人いらっしゃるのか。均等割も引上げになるので、対象者が何人増えるのかということ。これトータルでプラス・マイナスになると思うので、トータル幾らぐらいの金額になるのか教えてください。

○狛守勝義議長 金子税務課長。

○金子 守税務課長 お答えいたします。

限度額の引上げの関係でございます。医療費分につきましては、課税限度額の世帯が、改正前では41世帯が改正後には40世帯となり、1世帯減となる状況でございます。限度額となる収入につきましては、給与収入のある単身世帯で申し上げますと、改正前が960万4,000円だったものが972万2,000円となりまして、差引きで11万8,000円の増加となるものでございます。均等割の人数、5割軽減、2割軽減が拡大されることで、世帯数で答えさせていただきます。5割軽減につきましては、医療給付分と後期高齢者支援金分は同じでございまして、300世帯だったものが308世帯になり、8世帯の増となるものでございます。介護分は115世帯だったものが118世帯になり、3世帯の増となるものでございます。2割軽減につきましては、医療給付分と後期高齢者支援金分は同じでございまして、232世帯だったものが236世帯になり、4世帯の増となるものでございます。介護分が72世帯だったものが74世帯になり、2世帯の増となるものでございます。

影響の範囲の額でございますが、ちょっと限度額の引上げによっては、1世帯のみでございますので、それほど影響はないかなと思っております。軽減分については、軽減することによりまして40万円ほど減額となるものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 私も人数というか世帯数を聞きたいと思っていたのですが、66万から67万になるのに41世帯から40に減ってしまうのですか。増えるのだったら分かるのですが、減るというのはどういうことで減るのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○狹守勝義議長 金子税務課長。

○金子 守税務課長 限度額が引上げになりますと、そのところに入っていた、この1万円のところに入っていた人が対象にならない人も出てきますので、それで1世帯減ることになると思うのですが、昨年も同じような状況でございました。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第7、議案第21号 令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第21号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第21号は、令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

74億8,963万6,000円とするものであります。

このほか地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、議案第21号の細部説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページを御覧ください。第2表、地方債補正でございます。学童保育室整備事業債の限度額を1,180万円から限度額1億1,780万円に増額計上させていただいております。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。今回の補正額1億5,163万6,000円の財源内訳について、国県支出金、地方債、一般財源、それぞれ表記しております。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。2、歳入です。第15款2項1目総務費国庫補助金でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を960万円計上しております。内容につきましては、中学生の第1子、第2子の2分の1の補助及び小学生学校給食費無償化に係る不足分200円の補てん分でございます。

続きまして、第16款第2項4目教育費県補助金でございます。市町村給食費負担軽減交付金3,603万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、学校給食費無償化に係る限度額1人当たり5,200円、630人の11か月分でございます。

続きまして、第22款1項1目民生債、学童保育室整備事業債1億600万円を計上しております。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。3、歳出です。第3款2項1目児童福祉総務費、学校保育室事業、工事請負費を1億4,167万8,000円計上しております。こちらにつきましては、当初見込んでおりました1億8,632万2,000円を総額3億2,800万円増額するものです。年度内に全ての工事を完了することにより有利な補助金を充てられることから、早期に契約手続を進めるため今回計上しております。

続きまして、10款6項3目学校給食費、学校給食費補助事業でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明した小学生学校給食費無償化に係る補助金額の内示があったため、財源更正をしております。

最後に、第13款1項1目予備費でございます。歳入歳出の合計を合わせるため995万8,000円を計上しております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○狹守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 14ページ、15ページ、こちらの補正額、1億8,000万に対して1億4,000万の増額というのは、ちょっとびっくりする数字です。それで、そもそもこれは当初予算においては6分の5という、いわゆる国庫支出金の収入額も予算に上がっているわけなのです。それで今回これだけ増額になってくると、まず補助の経費率の中で6分の5というものが動くでしょう、今度。そして、先ほど課長が一番有利な補助金という表現だったかな、しまったけれども、これを見てみると町債が発行されるわけです、1億600万。さらに一般財源は3,567万8,000円だと。当初の一般財源とほぼ同じですよ。その辺の中で、どこに有利な補助金等が使われるのか、この数字だけではちょっと分からないのです。その説明いただきたいということが一つ。

それと、1億600万の地方債については、今後どのようないわゆる交付税の中に措置をされていくものになるのか、お尋ねいたします。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

まず、補助金の関係なのですけれども、国6分の5、それから県の12分の1というところは変わりませんので、今年度内に工事が完了すれば、その部分はいただけるということになっております。それにつきましては、当初予定していた1億8,000万円の工事費に対する補助額でございます。そこが変わらないということなのです。もしこの工事が終わらない場合には、その補助率が3分の1ずつになってしまうというところですので、今いただけると分かっている金額が減ってしまうということがありますので、ちょっと臨時議会を開かせていただいて承認いただければというところでございます。

地方債のほうなのですけれども、こちらにつきましては、補正予算書の最後の16ページのほうに民生債というところで計上させていただいております。合計額が若干増えるというところになっております。

自分のほうからは以上です。

○狛守勝義議長 もう一つ質問があったと思うのですけれども。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、今回の補正前の当初予算の際にご説明をさせていただいたかと思うのですけれども、今回当初予算では、まず設計の状況がまだ確定していなかったものですから、あくまで、今、総務課長答弁していただいたとおり、国の補助金の基準額を、今回学童保育は5支援単位の部屋を造りますので、その分を工事費として計上させていただいたということでございます。

また、この補助金の基準額というものにつきましては、そのときの状況で、物価の上昇率を含めまして、先般説明の中でも久保課長のほうからお話しさせていただいたとおり、この基準額では相当上昇率を見て、その時点では適正な金額ではないかというところで、それも踏まえて組ませていただいたのですが、今回設計が上がってきた中で、結果的には予想以上の金額が出てきたということ

で、今回急遽臨時議会を開いていただいたということでございます。

また、総務課長お話しのとおりですが、6月のこの臨時議会を開いていただいて議決をいただけますれば、早急にその工事の取組で業者選定等が入っていくのですけれども、少なくとも6月の定例会のところで契約の部分が確定して、そこでもまた議会承認をいただけますと年度末までの施工は可能かと思っておりますので、かなりタイトなスケジュールではありますが、そういった中では、この有利な補助金という、町が持ち出しする部分が12分の1という部分では、このタイミングでいかないと、先ほどのお話のとおり3分の1ずつの負担になってしまいますので、なるべく有利なもので迅速に進めたいという意図がありまして、今回計上させていただいたものでございます。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、総務課長、この国の出てくる支出金の限度額というか、一応今予算で出ている、国庫支出金だと1億5,000幾らだったかな、これが上限であると。そして、今、経費のかかる金額が変わっているわけです。これだけ増えている。それについてはもう一切国からのそういった支出金だとかはいませんよということで、これが年度内に終わるということで、あえて今回の当初予算に立てた国庫支出金や県の支出金が、今の上げてある金額が歳入できるというふうに理解してよろしいのですか。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。今回補正させていただいた、先ほどの起債の分なのですけれども、交付税算入率が一応20%という計算が出ております。

以上です。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 初めに、臨時議会を開いた理由ですけれども、ちょっと福祉課長が6月に議会のほうで通してもらおうと、何とか年度内にということで説明あったのですけれども、きちんとやっぱり臨時議会を開いた理由をお話ししていただきたいというふうに思います。

それから、設計額が確定していなかったということで、この設計額というのは冊子があるわけですよ。今は冊子ではないのかな。パソコンのほうで見るのかな。ちょっと分からないのですけれども。それを見て3月議会では出してきているわけですよ。そうなのではないかなと思うのですけれども。ちょっとそこが、一つの資料があって、それで設計を組んでやるというふうに私聞いていたのですけれども、ちょっとそこが違うのか。そこで、どうしてこんなに上がってしまうのかがよく分からないのですけれども、ちょっとそこら辺の説明いただければと思います。

そして、これは学校の本体のほうでもかなり影響を大きく見る必要があるのかなと思うのですけ

れども、その辺の見方はちょっと伺いたいというふうに思います。

それと、学校給食費なのですが、今年は幾らでなっているのか。中学生です。小学生のお金をもらうとした場合にも、幾らでなるのか。上がっているのか上がっていないのかをちょっと聞きたいので、伺えればと思います。

○狛守勝義議長 答弁を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 私のほうから、まず臨時会をお願いした理由につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、先ほど来申している工事請負費のほうが増額が見込まれるということで、予算が足りていませんので、要するに契約手続に入れないということが起きております。今回の議会で承認されますと予算がつきますので、その予算の中で設計をしまして、それで初めて入札等の手続に入れますので、その関係で、年度内に工事を終わらせるというところで逆算をしますと、どうしても早期に契約手続に入らないといけないということで、6月の定例会を待っているとその手続は間に合わないという形になっております。今の予定でいきますと、5月26日の日に一応入札を予定しております。それで業者が確定した場合には、6月の定例会の恐らく最後あたりに追加議案という形で契約の上程をしたいと考えております。

最初の設計額の関係なのですが、当初の設計額は、簡単に言うと令和5年当時の単価を使って積算していたということと、それから国のほうの補助金の限度額というのがございまして、その限度額に合わせた形で予算計上をしておりました。実際は、今回、設計したところ、かなり不足してしまうというところで今回の増額をお願いしているものです。

私からは以上です。

○狛守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 私のほうからは、当初の予算積算の関係と本体工事の影響についてお答えさせていただきます。

先ほど総務課長からもございましたが、予算積算時においては、令和5年度時点の近隣自治体の同種の工事の平米単価というものを参考に積算してございます。議員がおっしゃる積算のための図書というものが特にございませぬ。工事においては、各工事ごとに設計をして積算をして、その金額が出ていくという状況なのですが、学童の予算を要求させていただく際には、まだ設計が終わっておりませんでしたので、積算額が出てございませぬでした。そうした場合には同種の、なるべく近い時期にやっている工事の平米単価を参考に年度上昇率等を見込みながら予算を積算していくというようなところが一つの手段になってくると思います。そうした形を取りまして今回も要求させていただいております。

ただ、年度上昇率というのは見込んでおったのですが、その上昇率というのが我々が見込んでいたよりもはるかに大きな上昇率がございまして、今回、正式に実施設計で学童改修を設計し

て積算をしたところ、これだけの乖離が生じてしまったというところになってございます。

続いて、本体への影響というところですが、議員おっしゃるとおり影響は確実にあると思っております。イラン情勢等でも、連日資材が高騰しているというようなところも出てございますので、そうしたところは、我々としても情報収集を緻密に行って、緊張感を持って金額等を精査しながら業務に当たっていきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 給食費の関係、千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 自分のほうからは、給食費の関係でお答えさせていただきます。

小学生に関しましては5,400円、中学生に関しましては6,300円ということで、変更はございません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 学校建設をやっぱ一番心配するのですけれども、この引上げ率を考えると、どのぐらいなのかな、6、7割ぐらい引き上がっているのかな、ちょっと計算していないのですけれども、やはりそのぐらいの率は見えていったほうがよいのか、どのぐらいを見ているのか、ちょっと伺えればと思います。

〔「今のは給食でしょう」と言う人あり〕

○11番（川口浩史議員） 給食ではない、学校建設。

○狛守勝義議長 今、給食と言わなかった。

○11番（川口浩史議員） 給食と言ってしまった。ではそれは……

○狛守勝義議長 給食ではないのですか。

○11番（川口浩史議員） 給食ではない。学校建設のことです。

○狛守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 学童のほうで、予算ベースでいきますと約1.7倍ぐらいになっているような状況ですが、本体工事においても同様の率かといいますと、現時点では分からないというところがございます。学童につきましては、設計が終わっていない段階で、かつ令和5年度の単価を参照して予算を要求させていただいております。学校本体の金額につきましては、昨年度基本設計ではありますが、設計をした上で積算をして、現在ボリューム感をつかんでいるという状況になりますので、これほどの乖離が起こるかどうかなというのは、今後の資材の高騰率とかにもよりますので、現時点ではお答えできかねます。

以上です。

○狛守勝義議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、先ほどの今の川口議員の続きのような質問になりますけれ

ども、上昇率が1.7倍というのは、令和5年度から1.7倍になったというふうな感じでいいのか。その70%上昇したというふうに考えるのですか、令和5年度から70%。それと、令和7年度では計算していないから70%です。さらに今、資材なんかが不足してきているという形もあって、それも含めて1.7倍になるのか。上昇率が大きいというのはどこら辺を見て言うのか伺いたいと思います。

それと、学校給食の関係なのですが、1食5,400円で200円分足りなかったわけですよね、1人の子ども。今後も5,400円で今までと同等の学校給食が子どもたちに提供できるのかどうか。お米なんかはどんな感じになっているのかよく分からないのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 単価の上昇の関係でお答えさせていただきます。

これから学童についても入札を控えておりますので、細かい数字というのは申し上げられないのですが、単純に約1億8,000万円の当初予算を計上させていただいておりまして、今回補正が1億4,000万円、掛け算しますと大体1.7倍ぐらいになっているというところで、先ほど70%というようなことをお伝えさせていただきました。ただ、これは令和5年度から70%増えたということではなく、この1億8,000万円を要求させていただいた時点の単価というのも、令和5年度から令和8年度にかけての年度上昇率、物価の高騰率というのを我々が試算をしてかけております。それが約20%を見込んでおりました。ですので、令和5年度の単価から20%を割増ししたのからさらに1.7倍というような状況が今現時点では起こっているというような形になっています。この当初見ていた20%というのも、やみくもに20%を掛けたものではなく、東京近郊の近年の資材高騰率というのを割り出しまして、それで3年であれば約19%ぐらいかかるというようなことを試算しまして20%の上昇率を見込んだというところですが、そうした近年の上昇率とは乖離した上昇がここ1年では起こっているというようなことになってくるかと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 お答えさせていただきます。

給食費負担軽減交付金の基準額に基づく支援額を超える部分200円に関しましては、先ほどの補正予算の中でもご説明があったとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のこちらのほうから賄えることとなっていますので、現在の給食の基準といいましようかが維持されるかと思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、私、度々で申し訳ないのだけれども、令和5年よりも20%の上昇率で計算して、それがさらに1.7倍になったというふうになると、実際には1.84倍ぐらいなの

かなと思うのですが、令和5年から比べると。そこら辺の上昇率というのはどのように皆さんというか住民の方に説明してよいものかということが1点。

それと、学校給食なのですが、5,400円になったのですよね。値上げして5,400円。そして、その部分が全体の国の部分よりも200円少なかったから、200円を今回特例交付金から出したということになるわけですが、今の物価高騰の中で、それで嵐山町の学校給食は、全体的にやっ、今までと同じような標準の形でできていくというふうな予測なのかどうか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 上昇率につきまして町民の方へのご説明という点ですが、純粋に嵐山町で想定しているもので考えますと、大体令和5年度時点から2倍ぐらいの単価になっているところになってきます。正確にというよりは1.9何倍とかになるのですが、そういった部分で、物件によって一律ではないので、全ての工事が2倍になっているところではないのですが、今回、嵐山町で想定している比較的小規模なあいう既存建築物を改修して転用するというような工事につきましては、これぐらいの令和5年から令和8年にかけては単価が変わってきているというようになってくるかと思います。これは、単純に資材が上がっただけではなくて、労務も上がっていますし経費も上がっている、トータルとしてそれぐらいの額になってくるかなというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 それでは、学校給食費についてお答えいたします。

議員ご心配のように5,400円で今までのような給食が維持できるのかということでございますが、これはこの先行きのところで、まだ不透明なところもございます。しかし、現在のエネルギーの非常に逼迫した状況が農作物には数か月遅れて反映されるという予測がされております。そこで、給食センターのほうに私のほうから、今後数か月遅れて値上げすることが予想されるので、現在の段階において、そこを見越した形での献立と、それから食材発注の工夫はするようには指示をしてございます。学校給食で一番大事なことは栄養、味、そういったこともさることながら、安定して子どもたちにきちんと出すことが大事になると思ってございますので、今後の物価の上昇等も注視しながら、給食がしっかり出せるように見届けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第21号 令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○狹守勝義議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、第1回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前11時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員